

離職者応援資格取得助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方が、就職活動のために資格等を取得した場合、資格取得の費用を支援します！

支給額

最大 **20** 万円

支給対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で離職した方で、次の条件にすべて該当する方。

1. 令和3年4月1日以前から町に住所があり、今後も町に住む意思がある方。
2. 71歳未満の方。
3. 資格等の取得に必要なとする経費をすでに支払った方。
4. 町税等の滞納がない方。
5. 五城目町暴力団排除条例で定める暴力団関係者でない方。

対象となる資格

令和2年1月以降に取得した再就職のための資格。

例 看護師、保育士、介護福祉士、医療事務、美容師、歯科衛生士、簿記、自動車運転免許、フォークリフトなど。

対象となる費用

資格の取得に要した費用。

1. 講習会等の受講料（教材費等を含む。）
2. 受験料
3. 資格等の登録料

必要な書類

- ・申請書
- ・本人確認書類（免許証など）
- ・資格取得の費用がわかるもの
- ・資格の取得が証明できるもの
- ・コロナにより離職したことがわかるもの など

申請期間 令和3年5月6日から令和4年3月31日まで

※申請方法など詳しくは五城目町役場商工振興課（電話852-5222）にお問い合わせください。